

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1 5 — 1 5（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用
について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1 5 — 1 5（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について
（平成 6 年 7 月 2 7 日職職— 3 2 9）」の一部を下記のとおり改正したので、令
和 7 年 7 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 4 条関係 1 年次休暇以外の休暇の取扱い については、それぞれ次に定め るところによる。 (1)～(3) (略) (4) この条の第 1 項第 3 号の 「これらに準ずる場合」と	第 4 条関係 1 年次休暇以外の休暇の取扱い については、それぞれ次に定め るところによる。 (1)～(3) (略) (4) この条の第 1 項第 3 号の 「これらに準ずる場合」と

は、例えば、地震、水害、火災その他の災害（以下この(4)において単に「災害」という。）により単身赴任手当に相当する給与の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当に相当する給与の支給を受けている非常勤職員がその復旧作業等を行うとき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。）により非常勤職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該非常勤職員がその復旧作業等を行うとき等をいい、同号の休暇の期間は、原則として連続す

は、例えば、地震、水害、火災その他の災害により単身赴任手当に相当する給与の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当に相当する給与の支給を受けている非常勤職員がその復旧作業等を行うときをいい、同号の休暇の期間は、原則として連続する7暦日として取り扱うものとする。

る 7 暦日として取り扱うもの とする。	
(5)～(18) (略)	(5)～(18) (略)
2 ～ 4 (略)	2 ～ 4 (略)

以 上